

介保第230号
令和2年10月16日

高齢者福祉施設の管理者 殿

奈良県医療・介護保険局
介護保険課長 井勝 昭彦
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染防止策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、7月4日に奈良県内で38日ぶりとなる感染者が発生して以降、現在まで多くの感染者が確認されています。

これまで各施設等においては、手洗い・手指消毒の徹底、利用者・職員の体調管理等に加えて、原則として建物内での面会禁止を要請しご協力をいただく等、感染防止策の徹底に取り組ながら継続的な介護サービスの提供にご尽力をいただいているところです。

しかしながら、本県においても施設内感染と推定される事案が発生する等、現在の感染状況に鑑み、引き続き下記の事項にご留意のうえ、面会の自粛及び物品搬入事業者の施設内への立ち入りの制限等、ウイルスを施設内に持ち込まないための取組を徹底していただきますようあらためてお願いいたします。なお、入所者の状況や地域における発生状況等を踏まえ、面会を実施する場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年10月15日一部改正）」及び、奈良県作成の感染症対策マニュアルを参考に、十分な感染防止対策を行ったうえで実施してください。

また、職員の皆様にあつては、休憩時や食事中にマスクをはずして会話をしないこと及び休憩室や更衣室での密を避けるとともに、多人数での飲酒や会食を控える等、公私を問わず自らが「うつらない・うつさない」ための対策をとっていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 施設を運営する皆様にあつては、原則として建物内での面会の禁止について、利用者やその家族等に対して丁寧な説明を行うとともに、日頃から可能な限り入所者の様子をご家族等にお伝えする等の工夫をお願いします。

2. タブレット端末やテレビ電話等を用いた面会を実施できる場合にあっては、それらを積極的に活用していただくようお願いします。
 3. 納品・納入業者等については、可能な限り施設の外での受け渡しを行い、やむなく施設内に立ち入らなければならない場合にあっては、当該業者の検温及び体調不良の有無の確認並びに手指消毒を徹底し、必要最小限の場所までの立ち入りにとどめるようお願いします。
- ※ 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の介護事業所・施設等における感染対策支援事業（感染症対策を徹底した上での介護サービスの提供支援事業【事業者支援】）の補助を、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用を除く）に充てることも可能です。
 - ※ 今般、入所者及び家族等への協力を依頼するため、別添のとおりチラシを作成しましたので施設内に掲示する等ご活用ください。
 - ※ 各施設・事業所の管理者の皆様にあつて、日頃から利用者と職員の体調管理にご留意いただき、発熱や咳、倦怠感等の症状が出現した職員は、出勤しないことを徹底していただきますよう重ねてお願いします。
 - ※ 各施設・事業所から委託事業者（調理、清掃及び警備等）に対し、同様の感染防止策を講じるよう指示の徹底をお願いします。

奈良県医療・介護保険局 介護保険課
メール：choju@office.pref.nara.lg.jp
FAX：0742-27-3075
介護事業係 TEL：0742-27-8532
施設整備係 TEL：0742-27-8531